

## 福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画生松台地区地区計画を次のように変更する。

名称	生松台地区地区計画	
位置	福岡市西区生松台一丁目、生松台二丁目及び生松台三丁目の各一部	
面積	約 42.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の都心部より南西約 10km に位置した閑静な一戸建ての住宅地である。 土地区画整理事業により開発された良好な低層住宅地であり、今後とも良好な住環境の保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての保全を図る。 地区内の中心部には居住者のための利便施設を配置し、西南部に位置する比較的規模の大きな土地については、地区内の住環境に配慮した土地利用を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の混在を防ぎ、良好な住環境を保全するため、建築物等の用途の制限を定める。 敷地の細分化とそれに伴う建て詰まりを防止し、ゆとりある街並みを維持するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 緑豊かな環境を維持するため、垣又はさくの構造の制限を定める。

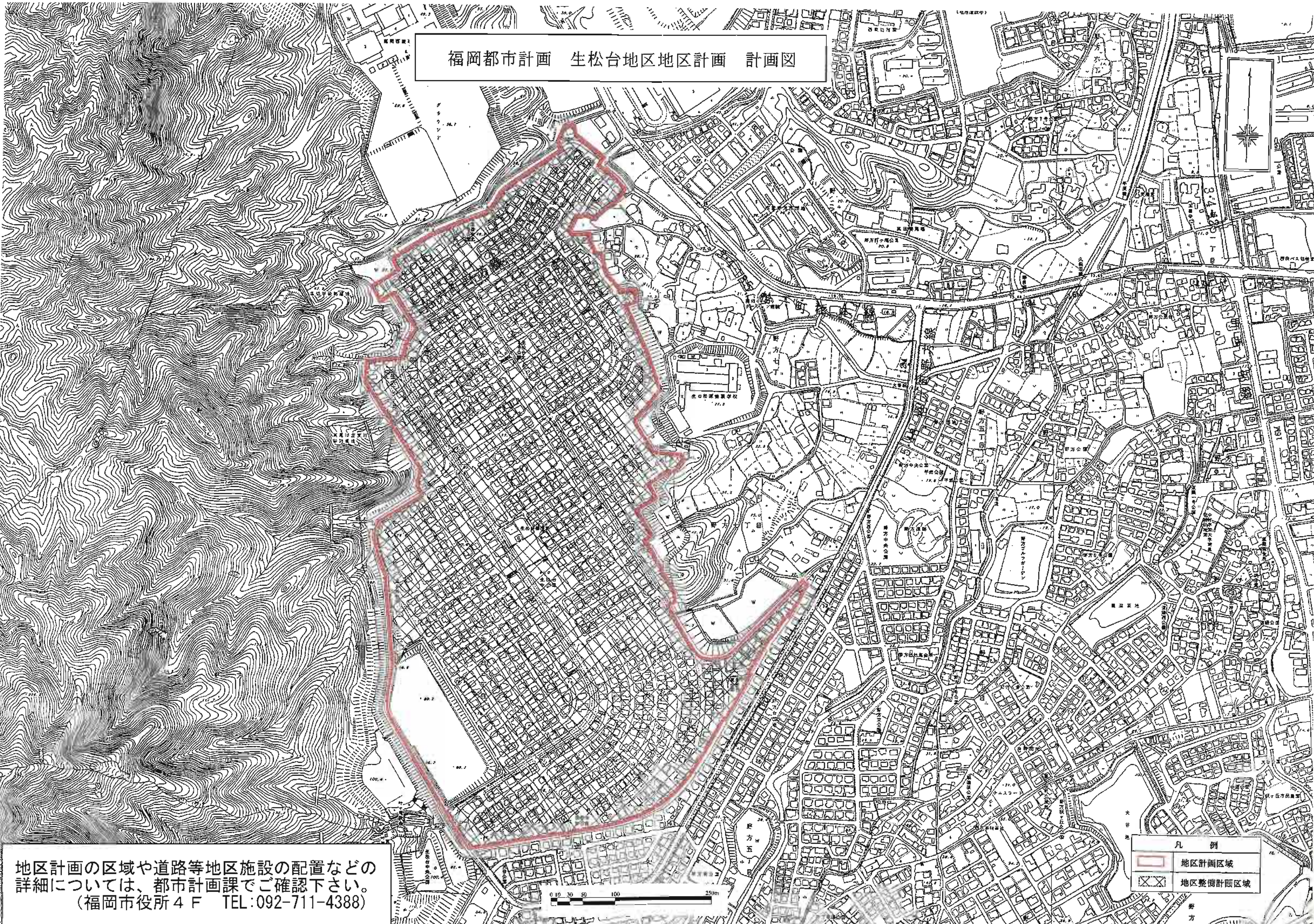
地区整備計画	面積	約 39.8 ha
	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 (1) 住宅(共同住宅及び床若しくは壁で区画された住戸の数が3以上の長屋を除く。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3) 住宅で診療所の用途を兼ねるもののうち延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの (4) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし、この地区計画の告示のあった日において、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場においては、この限りでない(この規定に適合するに至ったものを除く。)
	垣又はさくの構造の制限	道路境界に面する垣又はさくの構造は、生垣、竹垣若しくはフェンス等透視可能なものとし、コンクリートブロック又はこれに類するものは設置してはならない。 ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分、並びにフェンスの基礎等に用いるためのコンクリートブロック等についてはこの限りでない。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」


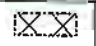
### 理由

良好な住環境の保全を図るため地区整備計画に建築物等に関する事項を新たに定め、併せて整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っている全ての地区施設について、地区施設として定めた目的は達成されたといえることから地区整備計画から削除するとともに、区域境界の明確化に伴う区域及び面積の変更並びに住居表示の実施に伴う位置の表記の変更を行うため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 生松台地区地区計画 計画図



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域